

資源回収奨励金交付制度のご案内

白河市では、廃棄物の**再生利用**を促進し、その**減量化**及び**廃棄物処理施設の延命化**を図るために、廃棄物の資源回収を実施する団体に対して奨励金を交付しています。

○交付を受けられる団体

- ①市内に住所を有すること
- ②町内会、保健委員会、子ども会、青年会、婦人会、老人会、PTA、ボランティア団体等

○交付の対象となる「廃棄物」と「奨励金の額」

廃棄物の種類	奨励金の額
古紙（ダンボール、新聞紙等）	1 kg 当たり 3 円。 ただし、瓶類は本数で重量換算。 ・一升瓶又はジャイアントビール瓶 1本あたり 1 kg ・ビール瓶（大瓶又は中瓶） 2本あたり 1 kg ・ビール瓶（小瓶）又はジュース瓶 3本あたり 1 kg
金属（アルミ缶、スチール缶等）	
空瓶（ビール瓶、ジュース瓶等）	

○奨励金交付の手続き

資源回収奨励金の交付申請をする場合は、次の書類を添えて市役所生活環境課または各庁舎市民課に申し込みください。

※申請に必要な書類

- ①団体登録届出（毎年度、一回目の資源回収を実施するときまでに一度）

- ・ 資源回収実施団体届出書
- ・ 通帳の写し（ゆうちょ銀行以外のもの）

- ②奨励金交付申請

- ・ 資源回収奨励金交付申請書
- ・ 仕入伝票等（業者印が押してあるもの）

この制度に対する問合せ／連絡先は

白河市役所

生活環境課衛生係 Tel22 - 1111 内線 2164・2165

表郷庁舎市民福祉課 Tel32 - 2113

大信庁舎市民福祉課 Tel46 - 2113

東庁舎市民福祉課 Tel34 - 2113

までお気軽にどうぞ